

# にいがた和牛取扱指定店登録要領

制定 平成26年1月21日

## 第1 目的

この要領は、にいがた和牛推進協議会（以下「協議会」という。）が、協議会規約第4条で定める「にいがた和牛の販売店等の指定」に関する事業を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 指定店の区分と登録要件

にいがた和牛取扱指定店の区分は、「販売店」「料理店」「販売・料理店」とし、登録要件は次のとおりとする。

### (1) 販売店、販売・料理店

ア 協議会会員（卸売業者等）から年間500kg（精肉換算）以上の「にいがた和牛」の仕入れが見込めること。

イ 協議会会員（卸売業者等）の推薦があること。

### (2) 料理店

ア 協議会会員（卸売業者等）から年間100kg（精肉換算）以上の「にいがた和牛」の仕入れが見込めること。

イ 協議会会員（卸売業者等）の推薦があること。

## 第3 登録の申請

にいがた和牛取扱指定店登録を希望する販売店、料理店及び販売・料理店は、にいがた和牛取扱指定店登録申請書（別記様式1）（以下「申請書」という。）に必要な事項を記載の上、協議会会員（卸売業者等）の推薦を受け、同会員を通じて協議会事務局に提出するものとする。

## 第4 登録証の交付

協議会事務局は、申請書の内容を審査し登録要件を満たしている申請者に、にいがた和牛取扱指定店登録証（別記様式2）（以下「登録証」という。）を交付する。

また、申請者が支店も含めて申請した場合は、本店（本社、基幹店）の指定番号に枝番を付した登録証を交付するものとする。

## 第5 登録内容の変更

指定店は登録証の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を記載した書面（様式任意）を協議会事務局に提出するものとする。

## 第6 登録有効期間

登録有効期間は、登録証の交付日から当該年度の3月31日までとする。

なお、申請書の内容に変更がなく、かつ登録有効期間満了の1か月前までに、にいがた和牛取扱指定店辞退届出書（別記様式3）（以下「辞退届出書」という。）の提出がない場合は自動更新とし、次年度の登録証を交付し、以降も同様とする。

## 第7 指定店登録手数料の納付

登録証の交付を受けた指定店は、別記の指定店登録手数料を協議会が指定する期日までに協議会指定口座に納付するものとする。

## 第8 指定店の普及・啓発

協議会事務局は次の各号により指定店の普及・啓発に努めるものとする。

- (1) にいがた和牛ホームページ、にいがた和牛指定店ガイドへの掲載
- (2) ポスター、リーフレット、指定店ガイドの無償提供
- (3) ノボリ、法被の無償貸し出し

## 第9 指定店の責務

指定店は、常に、にいがた和牛の信頼を高めるよう努めなければならない。

## 第10 登録の取消し

協議会幹事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。また、登録取り消しの通知を受領した指定店は、速やかに登録証を協議会に返還するものとする。

なお、年度途中で登録を取消した場合でも、指定店登録手数料は返金しないものとする。

- (1) 第9に反し、消費者の信頼を損なう事実若しくは指定店として著しく適正を欠く事実が判明したとき。
- (2) 指定店から辞退届出書の提出があったとき。
- (3) その他、協議会が定める規約等を遵守していないと認められたとき。

## 第11 要領の改廃

この要領の改廃は、幹事会の決議を経て行う。

### 附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 にいがた和牛取扱指定店取扱要領（平成15年10月6日施行）は平成26年3月31日をもって廃止する。

# にいがた和牛取扱指定店登録申請書

令和 年 月 日

にいがた和牛推進協議会会長 様

(申請者)

所在地

名称

代表者名

㊟

にいがた和牛取扱指定店登録要領第3の規定により、下記のとおり協議会会員（卸売業者等）の推薦を受け、令和 年度の登録を申請します。

## 記

### 1 登録を希望する店舗の情報（支店がある場合は裏面に記載してください。）

フリガナ		指定店の区分（○で囲んで下さい）	
店舗名		販売店	料理店 販売・料理店
所在地	〒		
電話番号		F A X	
U R L		E-mail	
営業時間		定休日	
宅配の可否		宅配可	宅配不可（○で囲んで下さい）
指定店ガイド（リーフレット）への掲載		掲載可	掲載不可（○で囲んで下さい）
にいがた和牛の年間仕入見込量		精肉換算	_____ kg

### 2 協議会会員（卸売業者等）の推薦

上記1のとおり、にいがた和牛の取り扱いが見込めるので、にいがた和牛取扱指定店として推薦します。

協議会会員（卸売業者等）名 \_\_\_\_\_ ㊟

### 3 登録を希望する支店の情報

フリガナ		指定店の区分 (○で囲んで下さい)	
店舗名		販売店	料理店 販売・料理店
所在地	〒		
電話番号		F A X	
U R L		E-mail	
営業時間		定休日	
宅配の可否		宅配可	宅配不可 (○で囲んで下さい)

フリガナ		指定店の区分 (○で囲んで下さい)	
店舗名		販売店	料理店 販売・料理店
所在地	〒		
電話番号		F A X	
U R L		E-mail	
営業時間		定休日	
宅配の可否		宅配可	宅配不可 (○で囲んで下さい)

フリガナ		指定店の区分 (○で囲んで下さい)	
店舗名		販売店	料理店 販売・料理店
所在地	〒		
電話番号		F A X	
U R L		E-mail	
営業時間		定休日	
宅配の可否		宅配可	宅配不可 (○で囲んで下さい)

年度 第 号

# にいがた和牛取扱指定店 登 録 証

にいがた和牛取扱指定店であることを証します。

店 舗 名

所 在 地

指定区分

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

にいがた和牛推進協議会会長

印

## にいがた和牛取扱指定店辞退届出書

令和 年 月 日

にいがた和牛推進協議会会長 様

(届出者)

所在地

名称

代表者名

⑩

令和 年 月 日付けで登録された「にいがた和牛取扱指定店」について、辞退したいので届け出ます。

### 記

- 1 指定番号 \_\_\_\_\_
- 2 店舗名 \_\_\_\_\_
- 3 所在地 \_\_\_\_\_
- 4 辞退の理由 \_\_\_\_\_
- 5 辞退の期日 \_\_\_\_\_

別記 指定店登録手数料

1店舗当たり15,000円とする。

ただし、複数の店舗を有する場合は、次のとおりとする。

本店（本社・基幹店）	15,000円
本店以外 2店舗目まで	1店舗当たり 3,000円
本店以外 3店舗目から	1店舗当たり 2,000円